

HUMANS FREEDOM CLUB 真岡 会員規約

第1条(名称)

クラブの名称はHFC.真岡と称する。(以下、本クラブと呼ぶ)

第2条(所在)

本クラブは栃木県真岡市荒町2094-6大幡オフィスビル内に事務所を置く。

第3条(運営)

本クラブの運営は総合クラブHFC.真岡が行うものとする。

第4条(目的)

本クラブはサッカーを通じて地域における青少年の健全な育成を図ると共に、サッカーを地域に広め地域スポーツ及び生涯スポーツの発展に努めスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第5条(入会資格)

- 1・本クラブの目的に賛同し本規約に同意及び遵守できるものであること。
- 2・スポーツを行うに適した健康状態で会員として認められたもの。

第6条(登録)

本クラブは日本サッカー協会のもと第3種、第4種の各連盟、各協会にチーム登録を行い同連盟の主催する大会に参加するものとする。

第7条(チーム名称)

第3種 HFC.AMISTA 第4種 HFC.ZERO

第8条(入会手続き)

本クラブに入会を希望するものは所定の手続きに従い本クラブに申し込むものとする。

第9条(指導日時)

会員は定められた曜日、時間に指導を受けるものとする。やむを得ない事情が発生した場合は定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は事前に会員に通知する。

第10条(指導内容)

本クラブは各カテゴリー別に指導要綱を定め、これに基づいて具体的練習や指導方法を決定する。

第11条(休止・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化その他、通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた時は本クラブを休止、もしくは閉鎖することがある。

第12条(会費)

- 1・会員は本クラブの定める会費等を所定の方法で本クラブに支払わなければならない。支払い期限及び支払い方法は本クラブが定めるものとする。
- 2・一旦納入した会費等諸費用は原則として返金しないものとする。

第13条(休会・退会)

- 1・本クラブの休会、退会を希望する場合には所定の届け出をしなければならない。
- 2・休会期間中の会費は発生しないものとする。

第14条(除名)

本規約の違反や名誉を損なうなど、ふさわしくないと判断された会員を退会させることが出来る。

第15条(諸費用の改定)

本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することが出来る。

第16条(保険)

- 1・会員は入会時および更新時にスポーツ安全保険に加入する。
- 2・本クラブの活動中に起きた事故や傷害の補償はスポーツ安全保険の範囲内とする。

第17条(事故の責任)

本クラブにおける盗難、傷害、送迎の事故、施設内駐車場で事故についても、当該施設や本クラブ及びスタッフに対し損害賠償を請求しないものとする。

第18条(写真・映像の使用)

本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を、ホームページ、その他、本クラブが関係するプロモーションに使用する場合があり同意書をもって承諾したものとする。

第19条(個人情報の取り扱い)

本クラブは法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第20条(細則)

本規約に定めていない事項及び指導、運営上必要な細則は本クラブが定めるものとする。

第21条(発行)

本規約は2007年4月1日より発行するものとします。

第22条(改定)

2009年4月1日
2013年4月1日
2020年7月1日
2022年3月1日